

外国語学部の 教職課程について

～2018年(平成30年)度以前入学者～



目次

1. 外国語学部で取れる免許状の種類
2. 免許状必要な科目
3. 外国語学部で開講される科目
4. 教職に関する科目の中の各教科教育法
5. 教科に関する科目
6. 英語で教育実習に行く場合の注意事項

1. 外国語学部で取れる免許状の種類

免許区分	中学一種	高校一種
科目名	国語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語、ロシア語、ハンガリー語、デンマーク語、スウェーデン語、ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語	国語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語、ロシア語、ハンガリー語、デンマーク語、スウェーデン語、ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語

2. 免許状に必要な科目

免許状の種類	特に文部科学省令で定める科目	教職に関する科目	教科に関する科目	教職または教科に関する科目 (1年次に取得した「総合演習」はこの項目)
中学一種	8	31	20	8
高校一種	8	31	20	16 (法令では教職に関する科目の「各教科教育法」は2単位となっているが、外国語学部の学生は4単位必修である。そのため、余った2単位は教職または教科に関する科目となる。)

3. 外国語学部で開講される科目

- ・教職に関する科目の中の各教科教育法
- ・教科に関する科目

4. 教職に関する科目の中の各教科教育法

- ・**2020(令和2)年度**の「教職課程ブックレット①教職課程への招待」P42を参照して履修登録してください。

※注意！！

- ・「2. 免許状に必要な科目」のとおり、必要単位数は、**入学年度**の「教職課程ブックレット①教職課程への招待」のとおりとなります。
- ・同一科目名の科目を重複履修し単位が認定されても、1科目分としてしかカウントされません。
- ・原則「外国語学部開講」の教科教育法を履修してください。

5. 教科に関する科目

- ・外国語学部HPに掲載の「教科に関する専門的事項（兼 教科に関する科目）一覧表2020」

入学年度、取得希望免許の一覧を参考に履修登録してください。

※注意！！

日本語専攻(英語)の学生が英語免許を取得する場合、「免許教科:英語(英語専攻)」の一覧を参照していただくことになります。

6. 英語で教育実習に行く場合の注意事項

外国語学部生が英語で教育実習に行く場合、**実習の前年度の2月末までに**以下のいずれかの英語検定試験のスコア等を満たし提出する必要があります。

- ・実用英語技能検定 準1級以上
- ・TOEIC(L&R) 730点以上
- ・TOEFL(PAPER) 550点以上
- ・TOEFL(iBT) 82点以上
- ・IELTS(Academic) 6.0以上

→満たせなかった場合、教育実習までに学部が指定する英語の教材で学習してもらい、学習記録を提出していただきます。